

大河原町特定教育・保育施設等の利用者負担額(月額)

国 基 準	各月初日の小学校就学前子ども の属する世帯の階層区分		0～2歳児クラス(出生から3歳になって最初の3月31日まで)								3～5歳児クラス				
			3号認定										1号認定	2号認定	
	階層 区分	定 義	保育標準時間				保育短時間				第3子～	教育 標準 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間	
			第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1		第1子	第2子	ひとり親世帯等 ※1						
1	A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	無償となります	※ただし、給食費は施設で定める額の支払いが必要になります	
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3	C1	市町村民税均等割課税世帯	17,700	8,850	8,000	無償 となります	17,500	8,750	8,000	無償 となります	第3子～	無償 となります			
	C2	所得割額 48,600円未満	18,200	9,100			18,000	9,000							
4	C3	52,000円未満	20,100	10,050	9,000	無償 となります	19,800	9,900	9,000	無償 となります	第3子～	無償 となります			
	C4①	57,700円未満	23,500	11,750			23,100	11,550							
	C4②	60,000円未満	23,500	11,750			23,100	11,550							
	C5①	77,101円未満	27,500	13,750			27,100	13,550							
	C5②	79,000円未満	27,500	13,750			27,500	13,750							27,100
5	C6	97,000円未満	28,200	14,100	28,200	14,100	27,800	13,900	27,800	13,900	無償 となります	第3子～			無償 となります
	C7	112,000円未満	32,200	16,100	32,200	16,100	31,700	15,850	31,700	15,850					
	C8	128,000円未満	36,300	18,150	36,300	18,150	35,800	17,900	35,800	17,900					
	C9	144,000円未満	40,300	20,150	40,300	20,150	39,700	19,850	39,700	19,850					
6	C10	169,000円未満	44,500	22,250	44,500	22,250	43,900	21,950	43,900	21,950	無償 となります	第3子～			無償 となります
	C11	212,000円未満	50,000	25,000	50,000	25,000	49,200	24,600	49,200	24,600					
	C12	260,000円未満	55,500	27,750	55,500	27,750	54,600	27,300	54,600	27,300					
7	C13	301,000円未満	61,000	30,500	61,000	30,500	60,000	30,000	60,000	30,000	無償 となります	第3子～	無償 となります		
	C14	397,000円未満	77,300	38,650	77,300	38,650	76,100	38,050	76,100	38,050					
8	C15	397,000円以上	77,300	38,650	77,300	38,650	76,100	38,050	76,100	38,050	無償 となります	第3子～	無償 となります		

■ 毎年9月に保育料の年度切り替え決定を行うため、課税状況により年度の途中で保育料額が変わる場合があります。



※市町村民税の額は、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等)を差し引く前の金額となります。
 ※お子さんの父母の課税額の合計が町で定めた基準額を超えない場合、父母以外の扶養義務者(同居の祖父母など)の課税額を合計する場合があります。(ただし、家計の主宰者に限。また、世帯分離をしている場合でも算定の対象になります。)

- この利用者負担額は、子ども・子育て支援新制度の対象となる特定教育・保育施設、家庭的保育事業を利用する場合に適用されます。また、各施設により教材費や行事費用などの負担が必要な場合があります。
- 年度途中で3歳になった子供の利用者負担額は、3号認定と同じ利用者負担額となります。
- 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税が未申告であるなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層(C15)にて保育料を決定いたします。
- 上の表において、第1子～第3子の定義は階層により異なります。

	階層区分	未就学児 (保育所・幼稚園・認定子ども園家庭的保育事業等の施設を利用)		就学児
		多子軽減 制度	C1階層～C4①階層に該当する世帯	第3子
同時利用 軽減制度	C4②階層～C15階層に該当する世帯	第3子	第2子	第1子

年齢を問わずに適用されます

未就学児で、かつ同時に施設を利用しているお子さんに対して適用されます

※1「ひとり親世帯等」とは以下のいずれかに該当する世帯をいいます。
 ①母子(父子)世帯
 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付を受けた方
 ③特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯等